

事業廃止市が正式決定

原状復帰に6000万円

黒石「西十和田下水道」

2000年度から休止している黒石市の「西十和田特定環境保全会共済下水道事業」について、同市は17日までに、市公共事業評価委員会の答申通り廃止する「案」を決めた。この案では、投資した4億1000万円が無駄になるのが、マンホールの撤去など原状復帰に事業約の千万円が新たな負担となる「案」も判明した。

(佐藤正博)

17日、市役所で開かれた市上下水道事業評価委員会では市担当部長、高橋徳市長が15日午後、計画の廃止を決めたという報告。評価委員の答申通り、対象地区の排水水道の代わりは、各家庭に設置する合併処理浄化槽の普及促進に取組むことと説明した。

同事業の借金5億2000万円、約1億6000万円の原が、新たに年ごとの原状復帰工事費約の千万円が今後の

市の負担となる。既に受け取った、国の補助金約3000万円は返還を求められる可能性もあり、取り扱いはいつまで「国と協議中」とした。

17日、市の事業廃止決定に対し、対象区域内に住む男性(84)は「決断するまでの時間がかなり過長だ」と不満。高橋市長は取材に「市の財政状況と照らして合わせ、答申を尊重した。これから市議会議員の理解を

得られるよう努力している」と話した。計画廃止について、市は27、28日、対象地域の住民向けに説明会を開く予定。

同事業は、同市の社団平

前市長「知らなかった」

黒石市が廃止を決めた「西十和田特定環境保全会共済下水道事業」について、2006年から2014年まで4期市長を務めた藤海本道氏(87)は17日、自身の本紙取材に「市長在任中はこの事業を知りなかった。新聞報道で初めて知った」と語った。

市公共事業評価委員会が「廃止すべき」と市に答申したことを報じる1月31日付本紙朝刊で同事業の

山形の2地区にまたがる約11.4ヶ村区域の世帯が対象。市の財政難に伴い、約3割分の下水道設備を整備したとある工事の中止であった。

存在を知ったという。今月22日と17日の取材は藤海氏に「記事を見て驚いた。恥づかしい限り。市長経験者としての責任を感ずる。そして職員は私に知らせてなかったのか」と表情を曇らせた。廃止決定については「時が経ていくなか、この(事業)が廃止になるのは行政の常識。高橋市長がいち早く廃止を決断したことを評価したい」と述べた。

一方、同事業が休止中だった2007〜15年間で、市長を務めた市田業治氏(74)が17日、自身の取材に「私の事業の中止は、市の財政再建の必要。財政再建の観点から、事業の休止は当然のことだ」と述べた。

(佐藤正博)

社説

2017.2.18

財政難を理由に工事が止まったまま15年。見直しは遅き遅失した。黒石市公共事業評価委員会(委員長・福士憲一、八戸工業大学副学長)の答申通り高橋憲市長が「廃止」を決断した西十和田特定環境保

が上がっている。いまだ厳しい懐事情の黒石市が、今後も事業継続を選択する合理的理由は見当たらない。巨額の公費を投入する前に方向転換できなかったのか。なぜ長期間事業が放置さ

の1995年度に全体計画が策定された。2002年度の見直しで黒石市牡丹平、山形2地区計114校、受益者4300人を想定。石名坂地区3・4校に浄化センターを建設する予定だった。事業終

西十和田市下水道事業

廃止は当然、原因解明を

全公共下水道事業。既に投じた事業費4億円余りが無駄になる。この「忘れられた下水道」に対し、市民から「そんな事業があったとは」と驚きの声や「もっと計画的な投資をすべきだった」と疑問の声

れたのか。市には解明する責任がある。同時に事業実施予定地域での生活排水の処理方針について、住民が不便・不利益にならないよう、早急に対応策を検討すべきだ。事業は清藤三津郎市長時代

了は05年度から20年度に延べ総事業費は58億円に上る。だが1996～2001年度に整備できた面積は全体計画の22.6%、3校にすぎず、取得済みの浄化センター建設用地も未整備で放置されたま

設のよつに一部でも供用が可能といった性格の事業では無い。費用対効果ゼロである。計画が策定された約20年前、黒石市では黒石病院やスボカルイン黒石、津軽伝承工芸館などの大型事業が相次い

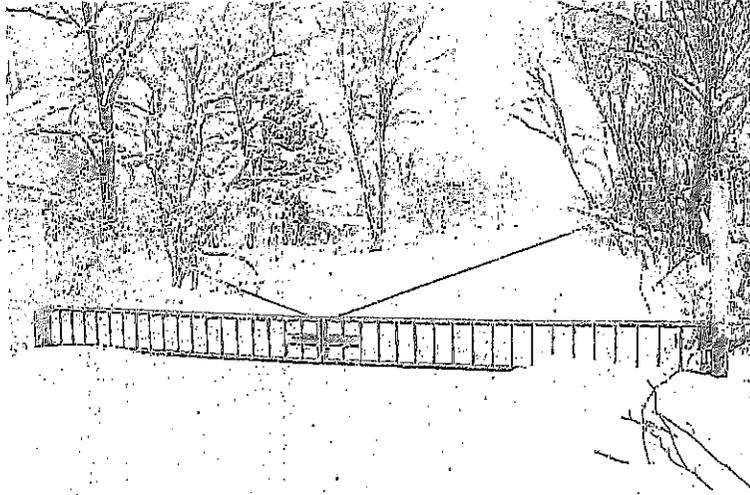
だ。一般会計と特別会計を合わせた借金(起債残高)はピーク時の1999～2004年度には450億円前後にまで達した。国による交付税削減という想定外の要因があったとはいえ、一般会計の当初予算が160～180億円台程度の市が、身の丈に合わない出費を続けた末、後の世代に負担を押し回したと言わざるを得ない。下水道事業もそのおろしを食ったと言える。他に「塩漬」の事業はないのか。いま一度精査することだ。納税者である市民に対する市の責務だ。

事業休止野辺地、横浜も

公共下水道廃止問題

黒石市が財政難のため公共下水道事業を工事中で廃止を決めた問題で、県内ではほか野辺地町と横浜町で同様の事例があることが27日、本紙調べや県への取材で分かった。野辺地町は既に約8億5千万円を支出しながら事業を休止し、対応を検討中。横浜町は約3億6千万円を投じたものの、事業廃止に向けて国と協議している。両町の担当者は「人口減が急激に進んでおり、事業を再開しても採算性の確保は難しい」としている。

(本紙取材班)【国連記事2面】



野辺地町の浄化センター建設予定地の入り口。町は3・5畝の土地を約7千万円で購入したが、活用されない状態が続いている。同町二本木地区

野辺地8億5千万円、横浜3億6千万円 税金 無駄になる可能性

野辺地町では、町内の住宅地の大半をカバーする約51・7畝に下水道を整備する計画(総事業費約21・6億円)を策定。このうち約49畝(約40億円)分については1995年度から7カ年計画で整備を開始した。

しかし、財政難のため97年前後から工事をペースダウンし、2005年度から休止した。09年度には工法など整備計画を見直し、総事業費を約130億円に圧縮したが、工事再開には至っていない。

事業を廃止した場合、支出済み事業費約8億5千万円のうち国補助分の約4億円を返還する必要もある。事業再開の是非については、町は3月中旬に出される再評価委員会の答申を待ち、年度内に判断する予定だ。

町建設環境課の杉山修課長は「人口減が進む中、下水道使用料を払う世帯が減

っても整備費や維持管理費はあまり変わらない。事業を進めても収支見通しは厳しい」と述べた。横浜町では01年度、対象地域約69畝(総事業費約29億4千万円)で工事を開始

したが、財政難のため06年度から休止。15年度の住民アンケートで、浄化槽から下水道への切り替えを希望する世帯が2割弱にとどまり、事業廃止の方針を決めた。

支出済み事業費約3億6千万円のうち、国補助金は約1億8千万円。横浜町の場合、合併浄化槽の設置補助に切り替えたほうが費用対効果がよいと国が判断すれば、補助金を返還せず済むという。

町建設水道課の菊池律光課長は「投じた税金が無駄になる厳しい判断だが、投資効果を考えてみると、今やめたほうが得策だ」と答えた。

当時選択肢なかった

公共下水道事業休止の2町

元野辺地町長「申し訳ない」

公共下水道工事が長期間休止している問題で、野辺地町と横浜町の担当者は、27日までの本紙取材に「事業計画当時は合併浄化槽が普及しており、下水道整備しかなかった」と説明した。「本紙1画」一方、野辺地町が事業を

開始した1995年度に町長だった小坂郁夫氏は取材に「当時は陸奥湾の水質悪化が問題になっていて、財政が厳しくても下水道化を進める責任があった」と弁明。その上で「当時の判断は後悔していないが、事業が中止となり、結果的に税

金が無駄になるなら責任はある。町民には申し訳ないと思う」と答えた。環境省の資料によると、合併浄化槽は建物ごとに設置する污水处理施設で、下水道と同等の処理性能がある。人口密度の高い都市部は下水道、低い地域は合併

浄化槽がコスト面で優れているという。

合併浄化槽の普及前は、トイレの汚水だけ処理する単独処理浄化槽やくみ取り便槽が主流で、台所や洗濯機などからの排水はそのまま川や海へ流され、環境汚染の原因になっていた。

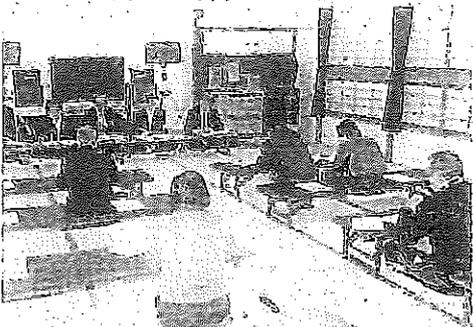
両町の担当者によると、合併浄化槽が両町で普及してきたのは2000年前後で「財政難で事業を休止している間に、合併浄化槽が当たり前になっていった」（野辺地町）という。

(赤田和俊)

西十和田下水道廃止 牡丹平地区で説明会

黒石市

黒石市が廃止を決めた



「西十和田特定環境保全公共下水道事業」について、市は27日夜、同市の牡丹平公民館で、事業対象区域の牡丹平地区の住民向け説明会を開いた。

住民5人が

出席した。市上下水道課の担当者、事業が始まった1996年度から財政難で休止する2002年までに総額約4億1200万円を

牡丹平地区の住民を対象に開かれた西十和田特定環境保全公共下水道事業の説明会

国際競争力の強化に資するというところで二つです。一つは新空港線、いわゆる蒲蒲線。京急蒲田と東急蒲田を結ぶ線の新設。あと八百メートルということ、三十年がかりで検討してきたと聞いております。あわせて、私が住んでおります江東区の、南北交通アクセス改善のための有楽町線豊洲―住吉間の延伸につきまして、国交省としての今後のお取り組みを伺います。

○石井国務大臣 新空港線、蒲蒲線の新設及び東京八号線の延伸、豊洲から住吉間につきましては、昨年四月に取りまとめられました交通政策審議会答申で示されておりますように、いずれも空港や臨海副都心へのアクセス向上を通じて国際競争力の強化に資する有意義なものであると認識をしております。

一方、答申でも指摘されておりますように、これらのプロジェクトの実現に向けましては、費用負担のあり方等の課題があると認識をしております。

現在、両プロジェクトにつきましては、こういった課題の解決に向けて、関係地方公共団体、鉄道事業者等関係者において具体的な検討が進められていくと承知をしております。

国土交通省といたしましては、地域における検討状況を踏まえつつ、必要に応じて各プロジェクトにおける議論に参画をし、事業スキーム等について専門的な観点からアドバイスを行うとともに、事業化に当たってどのような支援が可能か検討してまいりたいと存じます。

○高木（美）分科員 ありがとうございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、都市計画法に浄化槽を明記することについて伺いたいと思います。

都市計画法第十一条第一項三に、都市計画区域については、都市計画に、水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設または処理施設で必要なものを定めるものとされるとあります。

浄化槽はその他の処理施設というところで読めると承知しておりますが、浄化槽というふうには明記されていないことから、地方自治体におきまして、都市計画区域内については公共下水道以外はできないことになっている、こうした誤解が生じております。

浄化槽につきましては、もう既に御承知のとおり、東日本大震災におきましても全損率三・八%、また、工事費、維持管理コストが下水道に比べ安価なことから、人口が少ない地域におきましては普及をむしろ推進した方が効果的であると言われております。

例えば、人口五万人未満の市町村で、下水道事業では一世帯当たりの汚水処理費十四万二千九百四十八円、そのうち使用料金として回収できるのは約三割の四万三千七百八十九円、差し引き不足額が約十万円となるわけで、当然そこに血税が補填されるわけでございまして、とても小さな地方では財政はもたないということが考えられます。

一方、浄化槽におきましては、一世帯当たりの維持費につきましては年間三万円から五万円、税金投入もゼロという状況でございします。

浄化槽につきましては、平成十七年、全国規模の規制改革及び市場化学化テストを含む民間開放要望に対する各都府からの回答の中で、「都市計画法第十一条は、都市計画において定めることができる施設を列挙しているものであり、都市施設以外の施設についての設置を排除しているものではないことから、都市施設として位置付けられていない浄化槽を、都市計画区域に設置することは可能である。」という見解が国交省から出されております。

であるならば、現場で間違った解釈をされないためにも、都市計画法の条文の中に、下水道または浄化槽と明記をして、その選択は市町村に任せるとした方がいいのではないかと考えます。御見解を伺います。

○栗田政府参考人 お答えいたします。

委員既にお尋ねの中で条文につきましてもお触れいただきました。下水道と浄化槽との選択は都市計画法において制限されているものではございませんで、市町村が自由に選択することが可能でございします。

若干、条文の趣旨を御説明させていただきますと、都市計画法第十一条の都市施設は、これを都市計画に位置づけることによりまして、施設区域内での建築制限がかかります。また、都市計画事業における土地収用の対象ともなります。

都市計画法の第十一条は、こうした一定の強制力を伴う公共事業として整備され得る施設を例示しております。都市内に設置される施設を限定する趣旨ではございません。その点、既に委員が

らもお触れいただきました。

浄化槽につきましては、地方公共団体により整備されることもあることも承知しておりますが、通常は個々の宅地に設けられるものというところでございますので、十一條の例示としては浄化槽を明記しておりません。ただ、御趣旨が、下水道と浄化槽とを市町村が自由に選択できるということだと思いますので、現行の都市計画法においても、下水道と同じく浄化槽を都市計画に位置づけることは可能ということを改めて答弁させていただきたいと思っております。

○高木（美） 分科員 細かい話のようですが、特に下水道につきましては、青森の一つの町でしたけれども、そこがやはり、これ以上、下水道がもたない、それで、撤去をするとなったときに、撤去するだけでも六千万円かかる、これに驚いた、こうした報道も伺っております。

したがって、最初から、両方を我が町はどう選択すればいいのか、ここを明確にするためにも、私は、やはり都市計画法に明記を重ねてお願いをしたいと思います。また、大臣の御英断をお願いするものでございます。

このように、地方財政も厳しい状況がありますので、そうしたところにも私たちは柔軟に対応しながら、今後検討していくことが必要であろうかと思っております。ぜひとも、重ねての御検討をお願い申し上げます。

時間になりましたので、以上で私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○赤羽主査 これにて高木美智代さんの質疑は終了いたしました。

